

議案第40号

関市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の
制定について

関市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和6年6月4日提出

関市長 山下清司

提案理由

農地中間管理権が設定された農用地を対象とした土地改良事業の施行地域内の
農用地が目的外の用途に供された場合等に特別徴収金を徴収するため、この条例
を定めようとする。

関市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条の2第6項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 市長は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から特別徴収金を徴収することができる。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じた額とする。

(特別徴収金の徴収方法)

第4条 特別徴収金は、一時に全額を徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別徴収金の減免)

第5条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、特別徴収金を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。